

(様式2号)

## 公示送達書

令和8年5月26日

労働保険料等に係る 督促状 について、当局労働保険徴収課に保管していますので、下記事業場又は事業主は、当局分庁舎(横浜市中区尾上町5-77-2大和地所馬車道ビル9階)の労働保険徴収課に来課の上受領してください。

労働保険特別会計歳入徴収官  
神奈川労働局長 宿里 明弘

### 記

送達を受けるべき事業場又は事業主

	労働保険番号	事業場名称又は事業主氏名
1	14-1-01-037860-000	株式会社Bestlect
2	14-1-01-039161-000	株式会社もの樹
3	14-1-02-013606-000	持田 知穂
4	14-1-04-206861-000	株式会社37EXPRESS
5	14-1-05-018530-000	EVEREST KITCHEN SAPKOTA BHIMLAL
6	14-1-06-026585-000	合同会社げんき
7	14-1-06-037343-000	株式会社DESTINY
8	14-1-06-038491-000	株式会社聖大工業
9	14-1-06-620240-000	小倉電気商会 小倉 有一
10	14-1-06-641623-000	株式会社NSJ
11	14-1-07-350341-000	本多肉店本多友一郎
12	14-1-09-105008-000	株式会社相模ビルメンテナンス
13	14-1-10-301333-000	有限会社夢
14	14-1-10-302373-000	株式会社神明ステンレス工業
15	14-1-10-306342-000	かさねや瀬谷店宇佐 賢斗
16	14-3-03-620149-000	Lien塚本 真利奈

(注意) 国税通則法第14条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。